

改正案

現行

<p>（財務内容の健全性の確保等のための方策） 第十三条 法第六十四条の二第一項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。</p> <p>一 経営の合理化のための方策</p> <p>二 機構が法第六十四条第一項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。以下この号及び次条において同じ。）の決定に基づいて取得する優先株式等（次に掲げるものを含む。）及び機構が法第六十四条第一項の決定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につき株式処分等（剰余金をもつてする自己の株式の取得又は剰余金をもつてする優先出資の消却をいう。以下同じ。）、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策</p> <p>イ 当該優先株式等が優先株式である場合にあつては、次に掲げる株式</p> <p>(1) 当該優先株式が他の種類の株式への転換（当該優先株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この条及び次条（第二項第三号を除く。）において同じ。）の請求が可能とされるものである</p>	<p>（財務内容の健全性の確保等のための方策） 第十三条 法第六十四条の二第一項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。</p> <p>一 経営の合理化のための方策</p> <p>二 機構が法第六十四条第一項の決定に基づいて取得する優先株式等（次に掲げるものを含む。）及び機構が同項の決定に基づいて取得する貸付債権に係る借入金につき株式処分等（剰余金をもつてする自己の株式の取得又は剰余金をもつてする優先出資の消却をいう。以下同じ。）、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策</p> <p>イ 当該優先株式等が優先株式である場合にあつては、次に掲げる株式</p> <p>(1) 当該優先株式が他の種類の株式への転換（当該優先株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下この条及び次条（第二項第三号を除く。）において同じ。）の請求が可能とされるものである</p>
--	---

場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式
(2) 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換
されるものである場合にあつては、その事由が生じたことに
より転換された他の種類の株式

(3) 当該優先株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式に
ついて分割され又は併合された株式

ロ 当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当
該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使
により交付された株式及びこれについて分割され又は併合され
た株式

ハ 当該優先株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先
出資について分割された優先出資

三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のため
の方策

(資金援助に係る取得優先株式等)

第十三条の二 法第六十四条の二第六項第一号(法附則第十五条の四
第七項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める株
式等は、機構が法第六十四条第一項の決定に基づいてした優先株式
等の引受け等により取得した優先株式等(前条第二号イから八まで
に掲げるものを含む。)とする。

2 法第六十四条の二第六項第二号(法附則第十五条の四第七項にお
いて準用する場合を含む。)に規定する政令で定める株式等は次に

場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式
(2) 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換
されるものである場合にあつては、その事由が生じたことに
より転換された他の種類の株式

(3) 当該優先株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式に
ついて分割され又は併合された株式

ロ 当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当
該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使
により交付された株式及びこれについて分割され又は併合され
た株式

ハ 当該優先株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先
出資について分割された優先出資

三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のため
の方策

(資金援助に係る取得優先株式等)

第十三条の二 法第六十四条の二第六項第一号に規定する政令で定め
る株式等は、機構が法第六十四条第一項の決定に基づいてした優先
株式等の引受け等により取得した優先株式等(前条第二号イから八
までに掲げるものを含む。)とする。

2 法第六十四条の二第六項第二号に規定する政令で定める株式等は
次に掲げる株式等とする。

掲げる株式等とする。

- 一 機構が法第六十四条第一項の決定により優先株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社をいう。以下同じ。）又は株式移転設立完全親会社（同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）となつた会社から機構が割当てを受けた優先株式（次に掲げるものを含む。）
- イ 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式
- ロ 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式
- ハ 当該優先株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式
- ニ 機構が法第六十四条第一項の決定により優先株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等が行う合併又は会社分割により当該金融機関又は銀行持株会社等の事業の全部又は一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた優先株式等（次に掲げるものを含む。）

- 一 機構が法第六十四条第一項の決定により優先株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関又は銀行持株会社等の株式交換完全親株式会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社をいう。以下同じ。）又は株式移転設立完全親会社（同法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）となつた会社から機構が割当てを受けた優先株式（次に掲げるものを含む。）
- イ 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式
- ロ 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式
- ハ 当該優先株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式
- ニ 機構が法第六十四条第一項の決定により優先株式等の引受け等を行つた金融機関又は銀行持株会社等が行う合併又は会社分割により当該金融機関又は銀行持株会社等の事業の全部又は一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた優先株式等（次に掲げるものを含む。）

イ 当該優先株式等が優先株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該優先株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該優先株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

三 本条の規定により取得優先株式等（法第六十四条の二第六項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第十四条の二及び第十四条の三において同じ。）に規定する取得優先株式等をいう。）に該当する株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の株式交換完全親株式会社若しくは株式移転設立完全親会社となつた会社又は当該法人が行う合併若しくは会社分割により当該法人の事業の全部若しくは一

イ 当該優先株式等が優先株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該優先株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該優先株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該優先株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該優先株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該優先株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

三 本条の規定により取得優先株式等（法第六十四条の二第六項に規定する取得優先株式等をいう。）に該当する株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の株式交換完全親株式会社若しくは株式移転設立完全親会社となつた会社又は当該法人が行う合併若しくは会社分割により当該法人の事業の全部若しくは一部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等（次に掲げるものを含み、前二号に掲げる株式等を除

部を承継する他の法人から機構が割当てを受けた株式等（次に掲げるものを含み、前二号に掲げる株式等を除く。）

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社を取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下第二十五条の四までにおいて同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

（業務の継続の承認申請）

第十四条 救済金融機関は、法第六十七条第二項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。二号において同じ。）の

く。）

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社を取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。以下第二十五条の四までにおいて同じ。）の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

ハ 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

（業務の継続の承認申請）

第十四条 救済金融機関は、法第六十七条第二項の規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類

規定による業務の継続の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して、これを金融庁長官（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に提出しなければならない。

一 当該業務を継続する特別の事情を記載した書面

二 法第六十七条第二項に規定する契約の内容及び事業の譲受け又は付保預金移転（法第二条第十一项に規定する付保預金移転をいう。）の日における当該契約の総額を記載した書面

三 当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面

四 その他内閣府令・財務省令で定める書類

（資金援助に係る株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策）

第十四条の二 法第六十八条の二第四項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 法第六十八条の二第一項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の承認を受けた株式交換等（法第六十八条の二第一項に規定する株式交換等をいう。）により機構が割当てを受けた法第六十四条の二第六項に

を添付して、これを金融庁長官（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。）に提出しなければならない。

一 当該業務を継続する特別の事情を記載した書面

二 法第六十七条第二項に規定する契約の内容及び事業の譲受け又は付保預金移転（法第二条第十一项に規定する付保預金移転をいう。）の日における当該契約の総額を記載した書面

三 当該業務を継続する期間及び当該業務の整理に関する計画を記載した書面

四 その他内閣府令・財務省令で定める書類

（資金援助に係る株式交換等の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策）

第十四条の二 法第六十八条の二第四項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 法第六十八条の二第一項の承認を受けた株式交換等（同項に規定する株式交換等をいう。）により機構が割当てを受けた法第六十四条の二第六項に規定する取得優先株式等である株式（次に掲げるものを含む。）につき剰余金をもつてする自己の株式の取得

規定する取得優先株式等である株式（次に掲げるものを含む。）につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（資金援助に係る組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策）

第十四条の三 法第六十八条の三第四項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第二号において同じ。）に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 法第六十八条の三第一項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の承認を受けた組織再編成（法第六十八条の三第一項に規定する組織再編成を

に対応することができる財源を確保するための方策

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（資金援助に係る組織再編成の承認に係る財務内容の健全性の確保等のための方策）

第十四条の三 法第六十八条の三第四項に規定する政令で定める方策は、次に掲げる方策とする。

一 経営の合理化のための方策

二 法第六十八条の三第一項の承認を受けた組織再編成（同項に規定する組織再編成をいう。以下この号において同じ。）により機構が割当てを受けた法第六十四条の二第六項に規定する取得優先

いう。以下この号において同じ。）により機構が割当てを受けた法第六十四条の二第六項に規定する取得優先株式等である株式等（次に掲げるものを含む。）及び法第六十八条の三第一項の承認を受けた組織再編成の後において機構が保有する取得貸付債権（法第六十四条の二第五項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）に規定する取得貸付債権をいい、当該組織再編成に係る承継金融機関等（法第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等をいう。）を債務者とするものに限る。）に係る借入金につき株式処分等、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

- (1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

- (2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

- (3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

株式等である株式等（次に掲げるものを含む。）及び法第六十八条の三第一項の承認を受けた組織再編成の後において機構が保有する取得貸付債権（法第六十四条の二第五項に規定する取得貸付債権をいい、当該組織再編成に係る承継金融機関等（法第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等をいう。）を債務者とするものに限る。）に係る借入金につき株式処分等、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

- (1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

- (2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

- (3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、当該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式

- 八 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資
- 三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(都道府県知事への通知)

第三十八条 金融庁長官及び厚生労働大臣(第四号にあっては、内閣総理大臣)は、労働金庫(一の都道府県の区域を越えない区域を地区とするものに限る。次項において同じ。)について次に掲げる報告、申出又は資料若しくは計画の提出を受けたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

- 一 法第五十九条第六項(法第五十九条の二第三項(法第六十九条第四項において準用する場合を含む。)、第六十九条第四項、第一百一条第五項、第一百八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。)、第六十条第二項、第六十五条(法第一百一条第七項、第一百八条第四項及び附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。)、第六十六条第一項及び第三項(これらの規定を法第一百一条第七項、第一百八条第四項及び附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。))並びに第一百八条第二項の規定による報告

- 二 法第七十四条第二項及び第五項の規定による申出
- 三 法第八十条の規定による報告又は資料若しくは計画の提出

- 八 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資
- 三 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(都道府県知事への通知)

第三十八条 金融庁長官及び厚生労働大臣(第四号にあっては、内閣総理大臣)は、労働金庫(一の都道府県の区域を越えない区域を地区とするものに限る。次項において同じ。)について次に掲げる報告、申出又は資料若しくは計画の提出を受けたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

- 一 法第五十九条第六項(法第五十九条の二第三項(法第六十九条第四項において準用する場合を含む。)、第六十九条第四項、第一百一条第五項及び第一百八条第二項において準用する場合を含む。)、第六十条第二項、第六十五条(法第一百一条第七項及び第一百八条第四項において準用する場合を含む。))並びに第一百八条第二項の規定による報告

- 二 法第七十四条第二項及び第五項の規定による申出
- 三 法第八十条の規定による報告又は資料若しくは計画の提出

- 四 法第百四条第一項の規定による計画の提出
 - 五 法第百五条第三項の規定による経営健全化計画の提出
 - 六 法第百八条の三第三項の規定による経営健全化計画の提出
 - 七 法第百三十六条第一項及び第二項の規定による報告又は資料の提出
- 2 金融庁長官（第三号及び第五号にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、第四号にあつては金融庁長官及び財務大臣とする。）は、労働金庫について次に掲げる処分をしたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。
- 一 法第六十一条第一項（法第百一条第五項、第百十八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定による認定
 - 二 法第六十二条第一項、第百一条第六項、第百十八条第三項及び附則第十五条の四第六項の規定によるあつせん
 - 三 法第六十七条第二項（法第六十九条第四項、第百一条第七項及び附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）及び第九十条ただし書の規定による承認
 - 四 法第七十一条第一項の規定による認可
 - 五 法第百五条第四項の規定による決定
 - 六 法第百八条の三第一項の規定による認可

附則

- 四 法第百四条第一項の規定による計画の提出
 - 五 法第百五条第三項の規定による経営健全化計画の提出
 - 六 法第百八条の三第三項の規定による経営健全化計画の提出
 - 七 法第百三十六条第一項及び第二項の規定による報告又は資料の提出
- 2 金融庁長官（第三号及び第五号にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、第四号にあつては金融庁長官及び財務大臣とする。）は、労働金庫について次に掲げる処分をしたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。
- 一 法第六十一条第一項（法第百一条第五項及び第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定
 - 二 法第六十二条第一項、第百一条第六項及び第百十八条第三項の規定によるあつせん
 - 三 法第六十七条第二項（法第六十九条第四項及び第百一条第七項において準用する場合を含む。）及び第九十条ただし書の規定による承認
 - 四 法第七十一条第一項の規定による認可
 - 五 法第百五条第四項の規定による決定
 - 六 法第百八条の三第一項の規定による認可

附則

(協定の定めによる業務により生じた利益の額)

第二条の八 法附則第八条第一項第二号の三に規定する政令で定めるところにより計算した額は、協定銀行(法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。)の各事業年度の第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号に掲げる金額の合計額を控除した残額とする。

一 譲受債権等(法附則第七条第一項第五号に規定する譲受債権等をいう。以下この項及び附則第三条の二第三号において同じ。)

のそれぞれにつきその取得価額を上回る金額で回収を行ったことその他の内閣府令・財務省令で定める事由により利益が生じたときは、当該利益の金額として内閣府令・財務省令で定める金額

二 譲受債権等のそれぞれにつき次号に規定する損失が生じた場合において、当該損失が生じた事業年度の翌事業年度以後に当該損失の生じた譲受債権等の全部又は一部の回収を行ったことその他の内閣府令・財務省令で定める事由により当該損失が減少をしたときは、当該減少をした損失の金額として内閣府令・財務省令で定める金額

三 譲受債権等のそれぞれにつきその取得価額を下回る金額で回収を行ったことその他の内閣府令・財務省令で定める事由により損失が生じたときは、当該損失の金額として内閣府令・財務省令で定める金額

2

協定銀行は、毎事業年度、前項に規定する残額があるときは、当

(協定の定めによる業務により生じた利益の額)

第二条の八 法附則第八条第一項第二号の二に規定する政令で定めるところにより計算した額は、協定銀行(法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。以下同じ。)の各事業年度の第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号に掲げる金額の合計額を控除した残額とする。

一 譲受債権等(法附則第七条第一項第五号に規定する譲受債権等をいう。以下この項及び附則第三条の二第三号において同じ。)

のそれぞれにつきその取得価額を上回る金額で回収を行ったことその他の内閣府令・財務省令で定める事由により利益が生じたときは、当該利益の金額として内閣府令・財務省令で定める金額

二 譲受債権等のそれぞれにつき次号に規定する損失が生じた場合において、当該損失が生じた事業年度の翌事業年度以後に当該損失の生じた譲受債権等の全部又は一部の回収を行ったことその他の内閣府令・財務省令で定める事由により当該損失が減少をしたときは、当該減少をした損失の金額として内閣府令・財務省令で定める金額

三 譲受債権等のそれぞれにつきその取得価額を下回る金額で回収を行ったことその他の内閣府令・財務省令で定める事由により損失が生じたときは、当該損失の金額として内閣府令・財務省令で定める金額

2

協定銀行は、毎事業年度、前項に規定する残額があるときは、当

該残額に相当する金額を当該事業年度の終了後三月以内に機構に納付するものとする。

(承継協定銀行について適用する法の規定の読替え)

第二條の十 法附則第十五條の二第三項に規定する承継協定銀行について同項において法の規定を適用する場合には、法第五十條第二項中「場合には、前項の規定にかかわらず」とあるのは「場合には」と、同項第四号中「承継銀行が設立された」とあるのは「承継機能協定(附則第十五條の二第一項に規定する承継機能協定をいう。以下同じ。)を締結した」と、法第九十一條の見出し中「設立」とあるのは「業務承継」と、同條第一項中「承継銀行が事業の譲受け等により業務を引き継ぎ、かつ、その業務を暫定的に維持継続すること」とあるのは「附則第十五條の二第四項第五号に規定する被管理金融機関の業務承継」と、「以下この章」とあるのは「第九十三條第一項及び第二項並びに第九十四條第一項」と、同條第二項中「前項」とあるのは「前項第二号」と、同條第三項中「第一項」とあるのは「第一項第二号」と、法第九十二條の見出し中「の設立等」とあるのは「への出資等」と、同條第二項中「前項に規定する場合のほか、承継銀行」とあるのは「承継協定銀行」と、同條第二項中「前項」とあるのは「前項」と、法第九十三條第一項中「第九十一條第一項」とあるのは「第九十一條第一項第二号」と、「同項」とあるのは「被管理金融機関」と、同條第二項中「業務承継」とあるのは「被管理金融機関の業務承継」と、法第九十四條第一項

該残額に相当する金額を当該事業年度の終了後三月以内に機構に納付するものとする。

(新設)

中、「その経営管理」とあるのは「被管理金融機関の業務承継に係る承継協定銀行の事業の経営管理」と、同項第一号中「第九十一条第一項」とあるのは「第九十一条第一項第二号」と、法第九十九条中「承継協定」とあるのは「承継機能協定」と、法第百条中「この章」とあるのは「第九十一条（第一項第一号を除く。）、第九十二条（第一項を除く。）から第九十五条まで、第九十八条から第百条まで、第百二十九条、第百三十三条から第百三十五条（第一項を除く。）まで及び附則第十五条の二から第十五条の四まで」と、「承継協定」とあるのは「承継機能協定」と、法第百二十九条第一項、第三項及び第五項中「協定承継銀行又は特別危機管理銀行」とあるのは「承継協定銀行」と、法第百三十三条第六項中「承継銀行又は特別危機管理銀行」とあるのは「承継協定銀行」と、法第百三十五条第二項中「第九十一条第一項」とあるのは「第九十一条第一項第二号」とする。

（再承継金融機関等に対する資金援助について準用する法の規定の読替え）

第二十一条 法附則第十五条の四第一項の規定による申込み及び同条第五項において準用する法第六十一条第一項の認定について、法附則第十五条の四第五項において法の規定を準用する場合においては、法第五十九条第三項中「第一項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、「前項第二号」とあるのは「同条第二項第二号」と、「第一項の」とあるのは「同条第一項の」と、同条第六項中

（新設）

「第一項又は第四項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、「金融機関及び銀行持株会社等」とあるのは「再承継金融機関及び再承継銀行持株会社等」と、同条第七項中「第一項又は第四項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、「金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、法第六十一条第一項中「第五十九条第一項、第五十九条の二第一項又は前条第一項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第二条の十二 法附則第十五条の四第六項のあつせん、同条第一項の

規定による申込み、同条第五項において準用する法第六十一条第一項の認定又は法附則第十五条の四第六項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等、同条第一項に規定する再承継金融機関、同条第二項に規定する再承継のための機構による資金援助及び当該資金援助（優先株式等の引受け等に係るものに限る。）を受けた再承継金融機関（当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立された金融機関を含む。）又は再承継銀行持株会社等（同条第一項に規定する再承継銀行持株会社等をいい、同条第七項において準用する法第六十八条の二第一項の承認を受けた場合における法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十八条の二第二項に規定する会社及び法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十八条の三第一項の承認を受けた場合における法附則第十五条の四第七項において準用する法第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関

（新設）

等を含む。)について、法附則第十五条の四第七項において法の規定を準用する場合においては、法第六十二条の見出し中「合併等」とあるのは「再承継」と、同条第二項中「又は銀行持株会社等」とあるのは「銀行持株会社等又は承継協定銀行(承継協定銀行にあつては、そのあつせんが附則第十五条の四第二項第六号に掲げる措置に係るものである場合に限る。)」と、法第六十四条第一項中「第五十九条第一項若しくは第四項、第五十九条の二第一項又は第六十条第一項」とあるのは「附則第十五条の四第一項」と、法第六十条の見出し中「合併等」とあるのは「再承継」と、「第六十二条第一項」とあるのは「附則第十五条の四第六項」と、法第六十六条第一項中「合併」とあるのは「吸収分割、合併」と、同条第三項第一号中「合併又は」とあるのは「合併、吸収分割又は」と読み替えるものとする。

(困難債権整理回収協定の定めによる業務により生じた利益の額)

第二条の十三 法附則第十五条の五第二項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した額は、困難債権協定銀行(同項第一号に規定する困難債権協定銀行をいう。次項、次条及び第二条の十五において同じ。)の各事業年度の第一号に掲げる収益の額の合計額から第二号に掲げる費用の額の合計額を控除した残額とする。

一 収益

イ 買取資産に係る譲渡益

ロ 買取資産である金銭債権及び有価証券に係る償還、払戻し又

(新設)

は残余財産の分配に伴う収益

ハ 買取資産である金銭債権及び有価証券に係る貸付金利息、受取配当金及び有価証券利息

二 その他困難債権整理回収協定（法附則第十五条の五第二項に規定する困難債権整理回収協定をいう。次号において同じ。）の定めによる業務の実施による収益

二 費用

イ 買取資産に係る譲渡損

ロ 買取資産である金銭債権及び有価証券に係る償還、払戻し又は残余財産の分配に伴う損失

ハ 買取資産である金銭債権に係る貸倒れによる損失

二 困難債権整理回収協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他の困難債権整理回収協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金に係る借入金利息

ホ その他困難債権整理回収協定の定めによる業務の実施のために必要とする事務費その他の費用

2 困難債権協定銀行は、毎事業年度、前項に規定する残額があるときは、当該残額に相当する金額を当該事業年度の終了後三月以内に機構に納付するものとする。

（機構が特定回収困難債権の買取りの委託を行う場合について準用する法の規定の読替え）

第二条の十四 機構が困難債権協定銀行に対し特定回収困難債権（法

（新設）

第百一条の二第一項に規定する特定回収困難債権をいう。)の買取りの委託を行う場合について法附則第十五条の五第七項において法の規定を準用する場合においては、法附則第七条第一項第二号の二中「次条第一項第二号の三」とあるのは「附則第十五条の五第二項第三号」と、同項第三号中「整理回収業務」とあるのは「困難債権整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号中「次号並びに次条第一項第七号及び第八号」とあるのは「次号」と読み替えるものとする。

(困難債権整理回収協定の定めによる業務により生じた損失の額)

第二条の十五 法附則第十五条の五第八項において準用する法附則第十条の二に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、困難債権協定銀行の各事業年度の第二条の十三第一項第二号に掲げる金額の合計額から、同項第一号に掲げる金額の合計額を控除した残額とする。

(一般勘定で経理する業務)

第二条の十六 法附則第十八条第一項第三号及び附則第二十三条第四項第二号に規定する政令で定めるものは、平成十四年四月一日以後に開始する法附則第七条第一項に規定する業務であつて、法附則第十八条第一項第一号及び第二号の二に掲げる業務に係るもの以外のもの(内閣府令・財務省令で定めるものを除く。)とする。

(新設)

(一般勘定で経理する業務)

第二条の十 法附則第十八条第一項第三号及び附則第二十三条第四項第三号に規定する政令で定めるものは、平成十四年四月一日以後に開始する法附則第七条第一項に規定する業務であつて、法附則第十八条第一項第一号及び第二号の二に掲げる業務に係るもの以外のもの(内閣府令・財務省令で定めるものを除く。)とする。

(協定後勘定に移転した住専債権について適用する法の規定の読替え)

第六条の三 法附則第二十一条の二第一項の規定により協定後勘定に移転した住専債権について同条第二項において法の規定を適用する場合には、法附則第八条第一項第一号中「こと。」とあるのは、「こと及び附則第二十一条の二第一項の規定により協定後勘定に移転した住専債権に係る整理回収業務を行うこと。」とする。

(新設)